

仙北自動車学校では、教習生の皆様、保護者の皆様、地域の皆様、そして職員が、お互いを尊重し、安心して学び、働くことのできる環境づくりを大切にしています。

このたび、改正労働施策総合推進法等の施行により、2026年10月1日から、カスタマーハラスメントおよび求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置が事業主の義務となりました。

当社においても、関係法令および指針に基づき、以下のとおりハラスメント防止に取り組めます。

1. カスタマーハラスメントへの対応

教習、受付、その他当校のサービスについてのご意見・ご要望・苦情等は、より良いサービスを提供するための大切な声として、これまでと同様に真摯に受け止めます。

一方で、社会通念上許容される範囲を超え、職員の就業環境を害するような行為については、カスタマーハラスメントとして、職員個人に対応を任せるのではなく、組織として適切に対応します。

例えば、以下のような行為が該当する場合があります。

- ・職員への暴力行為、暴言、侮辱、人格を否定するような言動
- ・威圧的、脅迫的な言動
- ・社会通念上相当な範囲を超える不当な要求
- ・継続的、執拗な問い合わせや要求
- ・長時間の拘束や居座りなどの拘束的な言動
- ・SNSやインターネットでの誹謗中傷や、投稿をほのめかして不当な要求をする行為
- ・その他、職員の就業環境やプライバシーを害するおそれのある行為

なお、正当なご意見、ご要望、苦情等をカスタマーハラスメントとして扱い、申し出を妨げるものではありません。

当社は、お客様と真摯に協議を行い、より良い関係の構築に努めます。しかしながら、悪質と判断した場合は、お客様との取引やサービスの提供をお断りする場合があります。また、警察や弁護士等外部専門家と連携のうえ適切に対処させていただきます。

2. 相談窓口

各種ハラスメントに関するご相談は、当校の相談窓口までご連絡ください。

仙北自動車学校総務課 電 話：0229-22-1446

メールアドレス：senpoku@kuronet.com

ご相談いただいた内容については、プライバシーに配慮し、適切に取り扱います。

また、相談したことや事実関係の確認に協力したことを理由として、不利益な取り扱いを行うことはありません。

当社は、教習生の皆様が安心して通学できる環境と、職員が安心して働くことのできる職場環境の両立を目指し、ハラスメントの防止に取り組んでまいります。